

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について
(平成27年3月23日～4月21日(ダイズ2件、ワタ1件及びトウモロコシ1件))

	意見分野	意見要旨	対応方針	件数
1	生物多様性影響関係	<p>遺伝子組換えに反対です。遺伝子組換え作物には良い面、悪い面があり、環境への影響等については安全性の問題が指摘されています。例えば、遺伝子が飛び出して転移し有用な遺伝子を破壊する等何が起こるか分かりません。港湾での遺伝子組換え種子のこぼれ落ちによる交雑種の拡大の懸念もあります。何か起こってからでは元には戻せません。予防原則を適応してください。また、緊急措置計画は曖昧な表現が多くなっていますし、同計画が見当たらないものもあります。具体的に記載すべきです。</p>	<p>遺伝子組換え技術は、人類が抱える様々な課題を解決する有効な手段の一つとしての期待がある一方、御指摘のように、当該技術を利用して生み出される生物を、食品・飼料として利用するに際しての安全性や環境に悪影響を及ぼす可能性について、懸念が持たれています。</p> <p>このため、我が国において遺伝子組換え農作物を使用するに当たっては、あらかじめ食品及び飼料としての安全性、生物多様性への影響について、科学的な審査を行った上で、使用等の可否を判断しています。その際、人体への影響等食品としての安全性に関しては食品安全基本法（平成15年法律第48号）及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）に、飼料としての安全性に関しては食品安全基本法及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に、そして野生生物、昆虫等に及ぶ生物多様性への影響については遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」といいます。）に基づき、申請ごとに審査を行います。</p> <p>遺伝子組換え農作物により生物多様性に影響が生ずるかどうかにについては、1）雑草化して他の野生植物に影響を与えないか（競合における優位性）、2）野生動植物に対して有害な物質を生産しないか（有害物質の産生性）、3）在来の野生植物と交雑して、導入された遺伝子が広がらないか（交雑性）等の観点から、最新の科学的知見に基づき、審査しています。審査は、農林水産省及び環境省が以下の手順で行っています。</p> <ol style="list-style-type: none">① 申請者から申請書とともに最新の科学データ、緊急時の措置を定めた計画書（緊急措置計画書）等を要求② 提出データ等の妥当性等を確認③ 学識経験者からの意見を聴取	25

④ 必要に応じて申請者に対して追加データ、試験等を要求

⑤ 承認の可否を判断

これらの結果、生物多様性に対し影響を生じさせるおそれがないと認められたもののみを承認しており、平成27年3月末現在、147件の遺伝子組換え農作物の第一種使用規程（環境中への拡散を防止しないで行う開放系での使用内容等を定めたもの）の承認申請に係る流通、加工、栽培等の一般使用（以下「一般使用」といいます。）に関する承認を行っています。

御懸念のように、万が一、将来我が国の生物多様性に影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合には、承認取得者自らが生物多様性影響を効果的に防止するためにとるべき措置について定めた緊急措置計画書に従い、生物多様性影響を防止するための措置をとることとしております。緊急措置計画書では、緊急措置を講ずるための実施体制及び責任者を明確に記載（個人名は個人情報のため非開示）しており、当該承認取得者は、その計画に従い、農林水産省及び環境省と連絡をとりながら、科学的根拠に基づきリスクの程度に応じて、速やかに機動的な対応を行うこととしております。したがって、御指摘のように、個別具体的な記述形態をとっていません。また、一部の緊急措置計画書はリンク先をご覧くださいれば具体的な計画を見ることができるようになっています。

さらに、カルタヘナ法では、主務大臣（遺伝子組換え農作物については農林水産大臣及び環境大臣）は、生物多様性影響を防止するため緊急の措置をとる必要があると認めるときには、必要な限度において、当該遺伝子組換え生物等の使用者等に対して使用等の中止その他の必要な措置をとるべきことを命ずることとしており、国としても生物多様性に影響が生ずることがないように適切に対応することとしています。

また、御懸念のように、現在の科学的知見からは予想できないような新たな生物多様性影響が生ずるおそれもあることから、カルタヘナ法では、仮に生物多様性影響を生ずるおそれがあると認められるに至った場合には、主務大臣は、遺伝子組換え生物の使用方法を定めた第一種使用規程を変更又は廃止しなければならないとしています。

なお、農林水産省及び環境省では、最新の科学的知見の充実を図るため、遺伝子組換え農作物のこぼれ落ち等に係るモニタリング調査を実施しているところです。

遺伝子組換え種子のこぼれ落ちについては、これまでの調査結果から、

			<p>一部の港湾や、主要輸送経路沿いの河川敷等において遺伝子組換えセイヨウナタネの生育は確認されたものの、繁殖して、非遺伝子組換えのセイヨウナタネやその近縁種を駆逐したり、交雑体が広がったりする等の生物多様性影響は確認されていません。詳しくは当該調査結果を御参照ください（農林水産省：遺伝子組換え植物実態調査：http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/c_data/index.html、環境省：遺伝子組換え生物による影響監視調査：http://www.bch.biodic.go.jp/natane_1.html）。</p>	
2	<p>生物多様性影響関係</p>	<p>今回申請のあったアリルオキシアルカノエート系除草剤耐性の遺伝子組換えワタに使用される除草剤は、枯れ葉剤の除草剤成分であり、人体や野生生物に対して有害です。こうした除草剤の使用が増えると耐性雑草が発生することは除草剤グリホサートやグルホシネートの例からも明らかです。農薬使用が増加することを想定した生物多様性影響の評価も必要です。現在、生物多様性影響評価の対象となっていない農作物や外来種を生物多様性影響評価の対象として含めるとともに、カルタヘナ国内法の改正を求めます。</p>	<p>農薬については、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく農薬の製造や輸入登録の際には、人畜や水産動植物への有毒性も考慮されており、また同法に基づく作物・農薬ごとの農薬の使用基準や食品衛生法に基づく残留農薬基準値が定められています。農薬を使用基準どおりに使用すれば、人畜への悪影響、水質の汚濁、水産物、植物体等の環境への悪影響は未然に防止できます。</p> <p>今回申請のあった遺伝子組換え農作物に使用されるアリルオキシアルカノエート系除草剤は、米軍によりベトナム戦争時に使用された御指摘の枯れ葉剤と同様に、製造時にダイオキシシン類が不純物として生成され、混入するおそれがあります。このような農薬については、農薬登録の申請に際して、ダイオキシシン類を含む分析データの提出を義務づけています。現在、登録されているこれらの農薬のダイオキシシン類の含有量は、いずれも定量限界（毒性等量（TEQ）換算として農薬 1 g 当たり 0.1 ng）未満であることを確認しています。</p> <p>また、植物や昆虫は、特定の農薬の長期散布や大量散布により、当該農薬に対する耐性を獲得することがあります。</p> <p>そのため、農薬の使用に当たっては、一般に作用メカニズムの異なる農薬を順に使用するなど使用方法を工夫することにより、除草剤抵抗性雑草や殺虫剤抵抗性害虫の発現を極力抑えることが基本とされています。</p> <p>今回、申請のあった遺伝子組換え農作物 4 系統は、作用メカニズムの異なる複数の除草剤に耐性を有するものです。特定の除草剤の連続した散布により、他の植物が特定の除草剤に対する耐性を獲得しないよう、複数の除草剤の使用を前提としたものとなっています。こうした系統の導入により、従来よりも除草剤の抵抗性雑草の発現を防止し、環境への負荷を軽減することが期待されています。</p> <p>なお、農薬の使用等につきましては、カルタヘナ法ではなく、農薬取</p>	15

			<p>締法による規制の対象となります。現在、国内で商業的に栽培されている食用の遺伝子組換え農作物はないことから、遺伝子組換え農作物を対象とした農薬の使用基準が認められた登録農薬はありません。今後、仮に国内で商業的に栽培され、農薬登録される場合には、遺伝子組換え農作物への適切な使用がなされるよう指導するとともに、除草剤の適正使用の指導に努めてまいります。</p> <p>また、農作物は、人が野生植物から改良を重ねて作り出した植物であり、人が作り出す環境に適応した植物です。したがって、野生動植物とは異なり、農作物は生物多様性への影響評価の対象とはなり得ないものと考えます。</p> <p>さらに、外来種はそもそも我が国固有の生態系を構成する動植物ではないことから、遺伝子組換え農作物が外来種と交雑した際の外来種に対する影響については評価の対象としていません。ただし、遺伝子組換え農作物と外来種が交雑し、その外来種に依拠する我が国固有の昆虫等に影響する可能性や、外来種が優位な形質を獲得することで、我が国固有の野生種と競合する可能性がある場合には、外来種を経由した生物多様性影響も評価しています。</p>	
3	パブリックコメント関係	<p>パブリックコメントの募集方法について、国民の将来に関する内容であるのに、どれだけの国民の目に触れているか疑問です。また、学識経験者による意見聴取と言っても素性も分かりません。</p>	<p>申請された第一種使用規程の生物多様性影響の審査に当たっては、学識経験者から意見を聴取することにしてはいますが、学識経験者については、育種学、植物生理学、保全生態学、雑草学といった生物多様性影響評価書の検討に必要な幅広い分野から専門的な知見を有する者を選定しています。選定された学識経験者の氏名、所属の公表を行うとともに、総合検討会は公開で開催し、資料、議事録を公表するなど、公平性・透明性の確保に努めています。</p> <p>また、意見・情報の募集（パブリック・コメント）に当たっては、毎回、募集を開始する際に、マスメディア向けの記者発表（プレスリリース）を行うとともに、農林水産省や環境省での情報提供やホームページを通じて広くお知らせし、国民の皆様から御意見をお伺いすることとしています。特に平成 25 年末の意見・情報の募集からは、記者発表に加えて、各報道機関への事前のお知らせを行うなど工夫を重ねているところです。</p> <p>できる限り多くの方々へ、分かりやすくお伝えするよう、今後もより</p>	2

		一層工夫していきたいと考えています。	
その他	上記の御意見に加えて、以下の御意見がありました。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品の安全性について 1 3 件 ・ 除草剤の健康影響等について 1 2 件 ・ 開発国・企業について 1 2 件 ・ 表示について 1 件 ・ その他（食料自給率向上、TPP） 2 件 		

注 件数欄の件数は重複もあるため、合計が意見提出数と一致しません。